

国不建振第 1 6 4 号

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

全国仮設安全事業協同組合 理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設振興課長

足場板等の金属製物品を被害品とする盗難防止対策について（協力依頼）

平素より、国土交通行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、金属製物品を被害品とする窃盗（金属盗）のうち、令和 6 年の足場板の認知件数については令和 2 年と比べて約 2 倍に増加しています。

これを踏まえ、別紙のとおり、警察庁から、関係団体に対し、盗品の疑いがある金属製物品の流通防止についての依頼がなされております。

足場板等の金属製物品を被害品とする盗難被害防止のため、工事現場や資材置場では、確実な施錠をした上、定期的な見回りや整理整頓を徹底し、防犯カメラや照明器具等を設置するなど、複数の盗難防止対策を取っていただき、被害に遭いにくい環境整備に努めていただくようお願いいたします。

加えて、不審者・不審車両の情報は 110 番又は最寄りの警察署へ通報をお願いするとともに、盗難被害に遭った場合にも、警察に届け出るようお願いいたします。

以上につき、会員企業に対し、適切にご対応いただくよう周知をお願いいたします。

問い合わせ先

建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

担当：矢部（03-5253-8111（内線 24-813））

岩船（03-5253-8111（内線 24-814））

別紙

警察庁丁生企発第708号
令和7年11月18日

一般社団法人日本鉄リサイクル工業会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

盗品の疑いがある金属製物品の流通防止について（御依頼）

貴団体におかれましては、平素から警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属製物品を被害品とする窃盗（金属盗）のうち、令和6年の足場板の認知件数については令和2年と比べて約2倍に増加しており、こういった資材が盗まれることにより工事において支障が生じている旨の説明が警察庁になされたところです。

足場板のほか、敷鉄板や金属管は、「その本来の用法に従って使用することができる」ものは古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）に規定している古物に該当し、同法に基づく本人確認等を行う必要がある一方で、「その本来の用法に従って使用することができない」ものはいわゆる金属くず条例の規定に基づく本人確認等を行う必要があります。

被害品（盗品）の多くは上記の古物に該当し、古物営業の許可を受けた事業者を持ち込まれているという実態も認められるところ、貴団体から、金属製物品を取り扱う貴団体加盟事業者の皆様に対しまして、古物に該当する足場板等の金属製物品を買い受けるに当たっては、引き続き、法等の規定に基づき、

- ・ 古物の買受け時等における本人確認（法第15条第1項）
- ・ 不正品の疑いを認めた場合の警察官への申告（法第15条第3項）
- ・ 帳簿等への記載又は記録（法第16条）

等の措置の実施を徹底していただくことで、古物取引市場への盗品流入及び金属盗の防止のために御協力いただきたい旨を改めて周知いただくよう、お願い申し上げます。

別紙

警察庁丁生企発第709号
令和7年11月18日

非鉄金属リサイクル全国連合会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

盗品の疑いがある金属製物品の流通防止について（御依頼）

貴団体におかれましては、平素から警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属製物品を被害品とする窃盗（金属盗）のうち、令和6年の足場板の認知件数については令和2年と比べて約2倍に増加しており、こういった資材が盗まれることにより工事において支障が生じている旨の説明が警察庁になされたところです。

足場板のほか、敷鉄板や金属管は、「その本来の用法に従って使用することができる」ものは古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）に規定している古物に該当し、同法に基づく本人確認等を行う必要がある一方で、「その本来の用法に従って使用することができない」ものはいわゆる金属くず条例の規定に基づく本人確認等を行う必要があります。

被害品（盗品）の多くは上記の古物に該当し、古物営業の許可を受けた事業者を持ち込まれているという実態も認められるところ、貴団体から、金属製物品を取り扱う貴団体加盟事業者の皆様に対しまして、古物に該当する足場板等の金属製物品を買い受けるに当たっては、引き続き、法等の規定に基づき、

- ・ 古物の買受け時等における本人確認（法第15条第1項）
- ・ 不正品の疑いを認めた場合の警察官への申告（法第15条第3項）
- ・ 帳簿等への記載又は記録（法第16条）

等の措置の実施を徹底していただくことで、古物取引市場への盗品流入及び金属盗の防止のために御協力いただきたい旨を改めて周知いただくよう、お願い申し上げます。

別紙

警察庁丁生企発第710号
令和7年11月18日

一般社団法人東京古物商防犯連盟会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

盗品の疑いがある金属製物品の流通防止について（御依頼）

貴団体におかれましては、平素から警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属製物品を被害品とする窃盗（金属盗）のうち、令和6年の足場板の認知件数については令和2年と比べて約2倍に増加しており、こういった資材が盗まれることにより工事において支障が生じている旨の説明が警察庁になされたところです。

足場板のほか、敷鉄板や金属管は、「その本来の用法に従って使用することができる」ものは古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）に規定している古物に該当し、同法に基づく本人確認等を行う必要がある一方で、「その本来の用法に従って使用することができない」ものはいわゆる金属くず条例の規定に基づく本人確認等を行う必要があります。

被害品（盗品）の多くは上記の古物に該当し、古物営業の許可を受けた事業者を持ち込まれているという実態も認められるところ、貴団体から、金属製物品を取り扱う貴団体加盟事業者の皆様に対しまして、古物に該当する足場板等の金属製物品を買い受けるに当たっては、引き続き、法等の規定に基づき、

- ・ 古物の買受け時等における本人確認（法第15条第1項）
- ・ 不正品の疑いを認めた場合の警察官への申告（法第15条第3項）
- ・ 帳簿等への記載又は記録（法第16条）

等の措置の実施を徹底していただくことで、古物取引市場への盗品流入及び金属盗の防止のために御協力いただきたい旨を改めて周知いただくよう、お願い申し上げます。